最高裁判所長官

今崎幸彦（いまさき ゆきひこ）

昭和三二年一一月一〇日生

略　歴

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
昭和五六年　四月　司法修習生
五八年　四月　判事補任官　以後、東京地裁、最高裁刑事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本国大使館、京都地裁、最高裁（調査官）に勤務。
平成　七年　五月　判事任官　以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。
二五年　一月　最高裁刑事局長兼図書館長
二七年　三月　水戸地裁所長
二八年　四月　最高裁事務総長
令和　元年　九月　東京高裁長官
四年　六月　最高裁判所判事
六年　八月　最高裁判所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判

一　令和五年一月二五日　大法廷判決
令和三年一〇月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法（令和四年法律第八九号による改正前のもの）一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二　令和五年七月一一日　第三小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

三　令和五年一〇月一八日　大法廷判決
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたものということはできないとした（多数意見）。

四　令和五年一〇月二五日　大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした（多数意見）。

五　令和六年七月三日　大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されないとした（全員一致）。

六　令和六年七月一六日　第三小法廷判決
不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」を与えたものに当たるとした（全員一致、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

・当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。
・裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。
・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。